

動物駆逐用煙火の消費の技術上の基準について

2026年3月

産業保安・安全グループ 鉦山・火薬類監理官付

(1) はじめに

- 動物の駆逐の用に供するために消費する場合には、一日につき空包100個以下又は原料をなす火薬又は爆薬10グラム以下の煙火200個以下であれば、火薬類の消費許可が不要とされている（火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号。以下「施行規則」という。）第49条第6号）。
- 動物の駆逐の用に供するために消費する場合とは、火薬類の爆発による発音（爆発音）を利用して動物を追い払うために消費するものとされており、がん具煙火を動物の駆逐に用いる場合を含め、煙火の消費の技術上の基準（施行規則第56条の4）が適用される。
（参考）がん具煙火として販売されている火薬類を動物の駆逐の用に供するために消費する場合の注意事項について（平成22年9月24日付け22生産第4082号）（<https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/tyuuikanki/tuuti-1.pdf>）
- そのような状況下、動物駆逐用煙火の不適切な使用方法により、負傷者が生じるような事故（下記参照）や火災（2025年は動物駆逐用煙火によるものが3件、がん具煙火を動物の駆逐に用いたことによるものが3件）が発生していることも踏まえ、施行規則第56条の4（煙火の消費）を改正し、新たに動物駆逐用煙火の消費における技術上の基準を定めることとしたい。

<動物駆逐用煙火による負傷事故（C1級）の概要>

- ✓ 発生日時：2025年10月24日(金)15:30頃
- ✓ 発生場所：秋田県北秋田市
- ✓ 概要：動物駆逐用煙火（轟音玉、発音薬量5g）による熊の駆逐作業中、右手に持った轟音玉に、次に使用する轟音玉を持ったままの左手のターボライターで点火して投てきしたところ、従事者本人が気づかないうちに左手の轟音玉も点火されており、手元で爆発し、左手、左側頭部に火傷を負った。



(参考) 2025年に発生した動物駆逐用煙火等による火災 (異常事象を含む。)

○ 動物駆逐用煙火によるもの

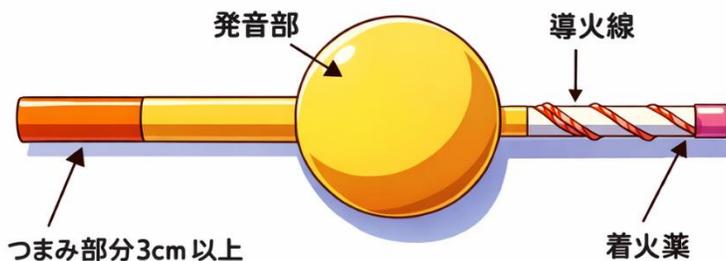
取扱別	発生月	発生場所	死者	重傷者	軽傷者	級	事故概要
消費中	1月14日 8:50頃	三重県 鈴鹿市	0	0	0	異常事象	【火災】自宅裏に猿が出没したため自治体から配布された動物駆逐用煙火(T-3)を使用したところ、枯草に着火し約171m ² を焼失した。消費者は自治体主催の保安講習を受講していた。
消費中	7月28日 16:00頃	三重県 鈴鹿市	0	0	0	異常事象	【火災】市の職員が動物駆逐用煙火(T-3、5連発)を使用したところ、3発目と4発目が発射された直後に爆発、5発目は約10m先に落下して不発であったが、麦畑の枯草に着火して延焼し約2,000m ² を焼失した。
消費中	8月14日 17:20頃	和歌山県 由良町	0	0	0	異常事象	【火災】猿を追い払うため動物駆逐用煙火(T-3、5連発)を消費していたところ、3発目までは正常に発射されたが、4発目が発射されずに専用ホルダーから動物駆逐用煙火本体が飛び出してみかん畑に落下、その後、5発目が発射されたために畑の枯草に着火し延焼した。

○ がん具煙火を動物の駆逐に用いたことによるもの

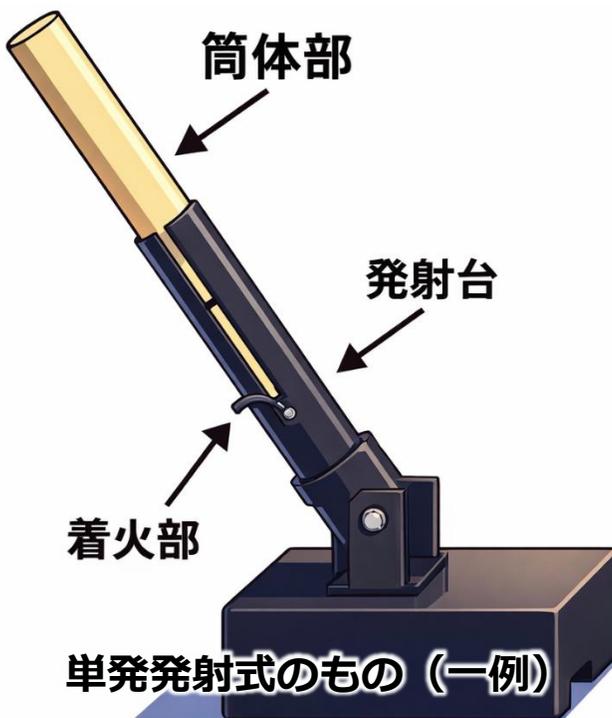
取扱別	発生月	発生場所	死者	重傷者	軽傷者	級	事故概要
消費中	2月15日 15:10頃	愛知県 岡崎市	0	0	0	C2	【火災】神社の氏子総代が、神社内の野生動物を追い払おうと巣穴にがん具煙火(爆竹4個)を入れたところ、付近の枯草が延焼し、枯草約100m ² と建物の一部を焼損した。
消費中	3月21日 14:16頃	大分県 大分市	0	0	0	異常事象	【火災】カラスを追い払うためにがん具煙火(ロケット花火)6本を使用したところ、花火の火が周囲の枯草に飛んで着火し、枯草約19m ² を焼失した。
消費中	11月14日 15:35頃	宮城県 大和町	0	0	0	C2	【火災】中学校の校庭で熊よけのため日課となっているロケット花火(中国製)の打上げを行っていたところ、丸太ベンチに固定し点火した1本のロケット花火が打ち上がらずにベンチ上で燃焼したため、ベンチの一部を焼損した。

(2) 動物駆逐用煙火について

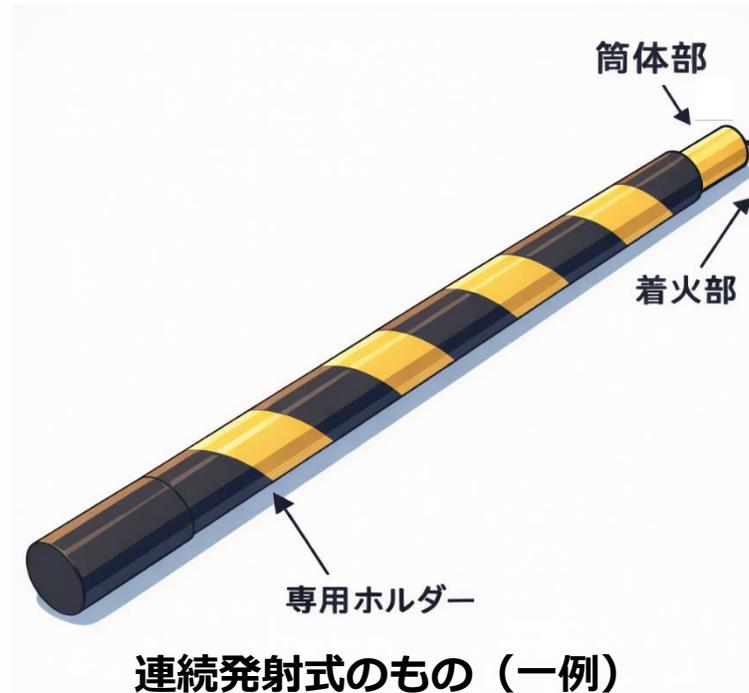
- 動物駆逐用煙火には、①手投げ式のもの（轟音玉）と②発射式のものがあり、発射式のものには、②-1 単発発射式連続発射式のものと②-2 連続発射式のものがある。
- 手投げ式の中は、取っ手部（つまみ部分を含む。）、発音部（轟音玉本体）、点火部（着火薬付き延時導火线）の3部分からなり、発音部の爆発により音響を発生するもの。
- 発射式の中は、筒体部、発音体部、発射装置部又は専用ホルダーからなり、筒体部から発音体が発射され（連続式の場合は約4、5秒間隔で3～5発を順次発射）、発音体の爆発により音響を発生するもの。



手投げ式のもの（一例）



単発発射式のもの（一例）



連続発射式のもの（一例）

(3) 煙火の消費の技術上の基準について

- 煙火の消費の技術上の基準（施行規則第56条の4）は、以下の6項構成となっている。
 - 消費場所において煙火を取り扱う場合の基準（第1項）
 - 煙火置場の基準（第2項及び第3項）
 - 手筒煙火以外の煙火を消費する場合の基準（第4項）
 - 手筒煙火以外の煙火の消費に際し、電気点火を行う場合の基準（第5項）
 - 手筒煙火を消費する場合の基準（第6項）
- このうち動物駆逐用煙火には、第1項から第5項までの規定が適用される。
 - ✓ うち第1項から第3項までは用途に関係なく全ての煙火に適用されるものであり、動物駆逐用煙火であってもその取扱いに係る基準に差を設ける必要がないこと、
 - ✓ 動物駆逐用煙火の場合は電気点火を行うことは想定されないことから、



「手筒煙火以外の煙火を消費する場合の基準」（第4項）について、同項から動物駆逐用煙火を除外し、新たに「動物駆逐用煙火を消費する場合の基準」を規定することとしたい。

(4) 基準案（準備段階）

<手筒煙火以外の煙火を消費する場合の基準（現行規定）>

打揚煙火の打揚筒及び仕掛煙火の設置場所は、消費する煙火の種類及び重量に応じて、通路、人の集合する場所、建物等に対し安全な距離をとること（施行規則第56条の4第4項第1号）。

煙火の消費に際して、強風その他の天候上の原因により危険の発生するおそれがある場合には、煙火の消費を中止すること（同項第2号）。

打揚筒の設置場所に携行する煙火の数量は、当該打揚げに必要な数量を超えないこと（同項第3号）。



<動物駆逐用煙火を消費する場合の基準（案）>

措置しない

※ 動物駆逐用煙火の場合、その用途から、あらかじめ「通路、人の集合する場所、建物等に対し安全な距離をとること」は困難であることから、措置しなくても良いのではないか。

以下のとおり規定してはどうか。

動物駆逐用煙火の消費に際して、強風その他の天候上の原因により危険の発生するおそれがある場合には、当該動物駆逐用煙火の消費を中止すること。

以下のとおり規定してはどうか。

動物駆逐用煙火の消費場所に携行する煙火の数量は、当該動物駆逐用煙火の消費に必要な数量を超えないこと。

(5) 基準案 (消費段階①)

<手筒煙火以外の煙火を消費する場合の基準 (現行規定) >

煙火を打ち揚げる場合には、打揚筒の設置場所に携行された煙火及び打揚火薬は、容器に収納し、取出しの都度完全に蓋をし、又は覆いをすること (施行規則第56条の4第4項第4号)。

打揚筒は、風向を考慮して上方その他の安全な方向に向け、かつ、打揚げの際の衝撃により当該打揚筒の方向が変化しないように確実に固定すること (同項第5号)。

打揚筒の使用中は、必要に応じてその内部を掃除すること (同項第6号)。



<動物駆逐用煙火を消費する場合の基準 (案) >

以下のとおり規定してはどうか。

動物駆逐用煙火の消費場所に携行された他の動物駆逐用煙火は、容器に収納し、取出しの都度完全に蓋をし、又は覆いをすること。

以下のとおり規定してはどうか。

動物駆逐用煙火を地上に固定する場合には、風向を考慮して安全な方向に向け、かつ、発射の際の衝撃により当該動物駆逐用煙火の方向が変化しないように確実に固定すること。

措置しない

※ 本規定は所謂「上空に打ち揚げ開かせる煙火」を想定した規定であり、動物駆逐用煙火の場合は発射後に発射筒内を掃除できるような構造となっていないことから、措置しなくても良いのではないかと。

(6) 基準案 (消費段階②)

<手筒煙火以外の煙火を消費する場合の基準 (現行規定) >

消費の準備の終了した仕掛煙火 (火の粉により点火しないよう必要な措置が講じられているものを除く。) から二十メートル以内の場所においては、煙火を打ち揚げないこと。ただし、当該仕掛煙火から二十メートル以内の場所に関係人がいない場合は、この限りでない (施行規則第56条の4第4項第7号)。

上空に打ち揚げ開かせる煙火は、通路、人の集合する場所、建物等に対して二十メートル以上の安全な高さで開かせること。(同項第8号)。

煙火を打揚筒内に入れるときは、紐等を用いて静かに降下させること。ただし、連発打揚げをする場合には、この限りでない。(同項第9号)。

<動物駆逐用煙火を消費する場合の基準 (案) >

措置しない

※ 本規定は所謂「上空に打ち揚げ開かせる煙火」を想定した規定であり、動物駆逐用煙火の場合は消費の準備の終了した仕掛煙火の付近で使用することは想定されないことから、措置しなくても良いのではないかと。

措置しない

※ 本規定は所謂「上空に打ち揚げ開かせる煙火」を想定した規定であり、動物駆逐用煙火の場合は上空に打ち揚げ開かせることは想定されないことから、措置しなくても良いのではないかと。

措置しない

※ 本規定は所謂「上空に打ち揚げ開かせる煙火」を想定した規定であり、動物駆逐用煙火の場合は使用の都度、発射筒内に煙火を入れて使用することは想定されていないことから、措置しなくても良いのではないかと。

(7) 基準案 (消費段階③)

<手筒煙火以外の煙火を消費する場合の基準 (現行規定) >

煙火の消費に際しては、あらかじめ定めた危険区域内に関係人のほかは立ち入らないような措置を講じ、危険がないことを確認した後でなければ点火しないこと (施行規則第56条の4 第4項第10号)。



<動物駆逐用煙火を消費する場合の基準 (案) >

以下のとおり規定してはどうか。

動物駆逐用煙火の消費に際しては、投てき方向又は発射方向に人がいないこと及び燃焼しやすい物がないことを確認した後でなければ点火しないこと。

※ 動物駆逐用煙火の場合、その用途から、「あらかじめ定めた危険区域内に関係人のほかは立ち入らないような措置を講じること」は困難であることから、その部分は措置しなくても良いのではないか。

新規

動物駆逐用煙火に点火後、投てきの遅れによる事故も発生していることから、新たに以下のとおり規定してはどうか。

手投げ式の動物駆逐用煙火は、点火後、速やかに、安全な方向に向けて投てきすること。

(8) 基準案 (消費段階④)

<手筒煙火以外の煙火を消費する場合の基準 (現行規定) >

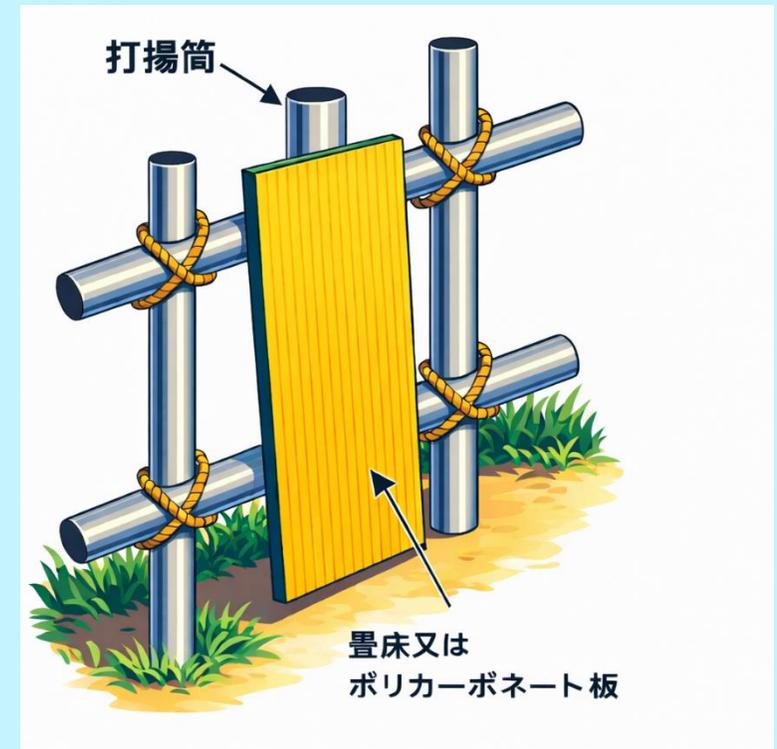
- 直径三センチメートルを超える煙火を打ち揚げる場合には、離隔距離 (打ち揚げようとする煙火の打揚筒から関係人までの距離をいう。以下この号において同じ。) が二十メートル以上となるようにすること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない (施行規則第56条の4 第4項第11号)。
イ～ハ (略)
- 直径三センチメートルを超える煙火を打ち揚げる場合には、電気又は導火線により点火すること。ただし、前号イの場合は、この限りでない (同項第12号)。
- 第十一号イの場合 (直径三センチメートル以下の球状の煙火を打ち揚げる場合を除く。) には、当該打揚げに使用する打揚筒は、他の打揚げに従事している者に係る打揚筒に対して二メートル以上の距離をとること (同項第13号)。
- 第十一号ロの場合には、当該打揚げに使用する打揚筒は、軽量の飛散物となるような材質のものをできるだけ使用すること (同項第14号)。



<動物駆逐用煙火を消費する場合の基準 (案) >

措置しない

※ これらの規定は所謂「上空に打ち揚げ開かせる煙火」を想定した規定であり、動物駆逐用煙火の場合は発射筒付近にいる関係人に被害を与えることは想定されないことから、措置しなくても良いのではないか。



(9) 基準案（不発時等）

<手筒煙火以外の煙火を消費する場合の基準（現行規定）>

点火後、煙火が打ち揚がらない場合には、次の規定を守ること（施行規則第56条の4第4項第15号）。

- イ 打揚筒内をのぞき込まずに直ちに打揚筒から離れること。
- ロ 十分な時間が経過した後に、打揚筒内に多量の水を注入する等の当該煙火が打ち揚がらない措置を講じ、煙火を取り出すこと。

不発の煙火がある場合には、すみやかに回収して水に浸す等の適切な措置を講ずること（施行規則第56条の4第4項第16号）。

～2025年8月に発生した煙火消費中の事故を踏まえた対応により新たに措置するもの～

消費中の煙火の火の粉等により火災が発生するおそれがある場合には、打揚煙火の打揚筒及び仕掛煙火の設置場所の付近に散水する等火災を防止するための措置を講ずること。



<動物駆逐用煙火を消費する場合の基準（案）>

以下のとおり規定してはどうか。

発射式の動物駆逐用煙火は、点火後、当該動物駆逐用煙火が発射されない場合には、発射筒内をのぞき込まずに、十分な時間が経過した後に、当該発射筒に多量の水を注入する等の当該煙火が発射しない措置を講ずること。

2025年8月に発生した煙火消費中の事故を踏まえた対応により新たに措置するものを踏まえ、不発の場合に限定せず、動物駆逐用煙火の消費場所付近での火災を防止する観点から、以下のとおり規定してはどうか。

動物駆逐用煙火の投てき後又は発射後、火災が発生するおそれがある場合には、消費場所の付近に散水する等火災を防止するための措置を講ずること。

※動物駆逐用煙火の場合、その使用実態から、「すみやかに回収」することは困難であることから、その部分は措置しなくても良いのではないかと。